

令和5年度実施第1回および第2回定期監査における要望事項の措置状況について

第1回定期監査 こども家庭部（子育て応援課、こども育成課、こども家庭センター、新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯給付金担当）

都市整備部（都市計画課、住宅課）、地域経済部（シティプロモーション課） 令和5年7月31日 青監第21号

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
1	子育て応援課	○育児支援ヘルパー事業について 育児支援ヘルパー事業は、出産前後で体調不良等により、家事や育児が困難な方に対し、ヘルパーを派遣して食事の世話や住居の清掃など必要な支援を行うものである。 支援の必要性については、現場を担うヘルパーの判断も必要であるが、市においても積極的に情報収集を行い、潜在的に必要とする方に対しても支援が行き届くよう取り組まれない。 また、受託事業者から提出された育児支援ヘルパー派遣計画兼報告書には、派遣記録の記載漏れが散見された。 委託契約の仕様書にもとづき、適正に報告するよう指導するとともに、事業者やヘルパーに対して定期的にヒアリングを行うなど、業務の履行状況をよく確認するよう要望する。	育児支援ヘルパー事業については、子ども家庭支援課（令和4年度まで）内の「子ども家庭支援センター」からの情報をもとに、支援が必要と思われる子育て世帯に対するヘルパー事業の利用勧奨を、積極的に行っていました。令和5年度以降も引き続き、子育て応援課およびこども家庭センター間にて連携を取りながら情報収集に努め、必要な人に支援を届けるべく事業に取り組んでいます。 受託事業者からの派遣記録の記載漏れにつきましては、子育て応援課において、派遣記録の提出（受取）時の確認を確実にを行うとともに、記載漏れ等があった場合は、その都度記入・修正を求め、不備が発生しないよう指導しました。 委託業務の適切な履行について、今後も確認・指導に努めてまいります。
2	子育て応援課	○学童保育所における障害児の対応について 学童保育所では、青梅市学童保育所実施要綱（以下「要綱」という。）にもとづき、障害児を受け入れる場合、原則として、障害児2人に対し職員1人を追加することとしている。 指定管理者から提出された月次事業報告書において、複数の学童保育所で、障害児の受入人数に対し、職員が加配されていない日が散見されており、その理由に「職員の手配ができなかった。」などの記述があった。 利用予定ではなかった障害児が急きょ利用するケースもあり、他の学童保育所等から職員を移動させたり、休暇中の職員を充てるなどの工夫をしているとのこと	学童を利用する際、利用者は利用予定日を事前に学童保育所に報告することになっており、その報告をもとに事業者は職員を予定配置しております。そのため、利用予定ではなかった障害児が急きょ利用することになった場合の加配職員の配置対応は大変困難ではありますが、これまでも各事業者では、他の学童保育所等から職員を配置したり、休暇中の職員を充てるなど、できる限りの対応をしております。 基本的には利用者にはルールを守って、学童を利用していただきたいところではありますが、監査委員からの指摘事項について、各指定管理者に伝達し、やむを得ず当日急きょ利用することになった場合にも可能な限り対応できるよう、改めて指示しました。 今後も受入障害児を含め、利用児童の放課後における健全育成の充実に

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		であるが、要綱にもとづき、適正に配置できるよう指定管理者と協議し、受入障害児の放課後における健全育成の充実に努めるよう要望する。	努めてまいります。
3	子育て応援課	○青梅市青少年対策事業補助金について 青梅市青少年対策事業補助金は、青梅市青少年対策地区委員会（以下「地区委員会」という。）が行う事務事業および青少年対策活動推進事業に対して助成を行い、青少年の健全な育成を図ることを目的としている。 令和3年度の実績報告書において、補助額を超える額の繰越金がある地区委員会が見受けられ、担当課からは、「大きなイベントを実施するためには単年の補助金では足りない場合があり、2年あるいは3年間ためて楽しく効果的な事業をやりたいという地区の思いをくんでいる。」との説明があった。 令和元年度の定期監査においても要望した事項であるが、「青梅市補助金等の見直しに関する指針」に則し、年度により必要な補助金が増える場合は、柔軟に対応できるよう補助の方法を見直すことも必要である。 また、補助金の一部を支会で組織するブロックへ助成金として交付している地区委員会や、図書カードをまとめて購入し、事務局で保管している地区委員会もあった。 担当課において実績報告書を確認する際には、「青梅市補助金等交付規則」にもとづき、補助金の使途にかかる証拠書類を求め、支出の目的、内容をよく確認し、補助金の透明性、公平・公正性の確保に努めるよう要望する。	青梅市青少年対策事業補助金は、各地区委員会にて青少年の健全な育成を図るための事業の経費として支出していることを実績報告にて確認しておりますが、コロナ禍においては、事前に計画した事業が実施できず、収入全体に対して支出が少額となり、補助金の一部返還や各事業の参加賞として購入したものが配れず保管せざるを得ない状況になる地区がありました。 子育て応援課では、各地区の状況確認を行い、是正措置をとるよう指示したところですが、令和5年度の実施状況は、改善傾向は見られたものの、依然として補助額を超える額の繰越金がある地区委員会があり、また事業実施はできたものの参加するこどもの数が減少するなど、保管品の配布が計画通り進まない地区などが見られております。 監査結果でいただいた指摘を踏まえ、今後も子育て応援課においては地区委員会に対し、証拠書類の確認や活用状況のヒアリングを行い、適切に支出されているかをよく確認し、補助金の透明性、公平・公正性の確保に努めるとともに、執行状況について適宜指導してまいります。
4	こども育成課	○定員未充足保育所加算補助金について 定員未充足保育所加算補助金は、保育所の利用定員に対し、保育の実施児童数が90パーセントに満たなかった月がある場合に、月額10万円を補助することにより、厳しい経営状況にある保育所の安定的な運営を支	直近3年間の5歳以下の幼年人口は▲13.5パーセントであり、同時期の認可保育所園児数も▲8.8パーセントであります。この間、幾つかの保育所において、利用定員の引き下げも行いましたが、認可保育所の利用定員に対する在園児数の割合（以降「充足率」という。）は、88.6パーセントか

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容																				
		えようとする青梅市独自の制度である。 令和4年度は、20園に対し1,940万円を交付しており、前年度を20.5パーセント上回る結果となった。 保育所の運営を安定的に維持するための重要な施策であるが、少子化の進行により、児童数が年間を通して定員の90パーセントに満たない園も増えており、今後更に補助額が増加するものと考えられる。 常態的に未充足になっている状況は、補助金のいかににかかわらず、保育所の運営に関わる大きな問題である。 在園児童数に見合った適正な利用定員となるよう、保育所と一緒に考えて方向性を示していくとの説明があったが、将来的な展望を見据え、保育所の運営支援の在り方についても検討されたい。	ら84.5パーセントへ、4.1パーセントの減少をきたしております。 このことから、利用定員の引き下げが保育所運営の安定化の抜本的な解決につながらないことは明らかであり、今後、保育所の運営は更に厳しい状況になると見込まれます。 本補助金は、保育所の経営安定の一助となることから当面の間、継続したいと考えますが、今後、この様な手段を用いても、単独で運営を行うことが難しくなる保育所も出現してくることが十分予見されることから、保育所の統廃合などを含め保育所の運営支援の在り方については、保育所と一緒に考えていく必要があると考えております。 ただし、「市内の認可保育所は全て社会福祉法人または株式会社立であり、市の裁量で改廃を行えるものではない」ことに十分留意する必要があるため、時間をかけて慎重に対応してまいります。 【参考】 <table> <tr> <td></td><td>0～5歳人口</td><td>在園児数</td><td>利用定員数</td></tr> <tr> <td>R6. 4. 1 (A)</td><td>3,856人</td><td>2,630人</td><td>3,111人</td></tr> <tr> <td>R3. 4. 1 (B)</td><td>4,460人</td><td>2,883人</td><td>3,254人</td></tr> <tr> <td>A-B</td><td>▲604人</td><td>▲253人</td><td>▲143人</td></tr> <tr> <td>A/B</td><td>▲13.5%</td><td>▲8.8%</td><td>▲4.4%</td></tr> </table>		0～5歳人口	在園児数	利用定員数	R6. 4. 1 (A)	3,856人	2,630人	3,111人	R3. 4. 1 (B)	4,460人	2,883人	3,254人	A-B	▲604人	▲253人	▲143人	A/B	▲13.5%	▲8.8%	▲4.4%
	0～5歳人口	在園児数	利用定員数																				
R6. 4. 1 (A)	3,856人	2,630人	3,111人																				
R3. 4. 1 (B)	4,460人	2,883人	3,254人																				
A-B	▲604人	▲253人	▲143人																				
A/B	▲13.5%	▲8.8%	▲4.4%																				
5	こども育成課	○民間保育所事務協会に対する運営補助金について 民間保育所事務協会（以下「事務協会」という。）は、民間保育所における事務の合理的かつ能率的な事務管理の適正化を図るために設置され、各保育所からの受託により、事務処理および運営に関する助言、指導を行う任意団体である。 現在、民間保育所29園の経理を、一括して統一的に処理することにより、各保育所の事務負担の軽減に寄与している。 青梅市では、保育所行政の円滑な運営と充実を図ることを目的として、人件費、事務室使用料、光熱水費の一部などを補助しているが、事務協会においては、市内全ての保育所の事務を受託しているわけではなく、市外の法人が運営する保育所などは除外している。	令和5年8月以降、事務協会会員である市内23法人の理事長に対し、数回に渡り監査委員からの指摘事項について説明を行うとともに、事務協会が請け負う事務の内容等が、補助金の趣旨に適したものか担当課において検証してまいりました。 本年度は、理事長会および園長会の代表者も交え、事務協会に対する補助金交付の在り方について理解を深めていただくための話し合いの場を複数回設け、本年10月までに一定の方向性を出していきたいと考えております。																				

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		こうした状況を鑑みると、当初の目的に対して、青梅市が交付する補助金の公平性が保てない。 また、青梅市は、保育所の運営について事務費等も含め委託しているところであり、保育所の判断で業務の一部を再委託させることに異論はないが、同じ目的で補助金を交付しているとなれば、経費の二重支払の疑念が生じる可能性がある。 事務協会が請け負う事務の内容等が、補助金の趣旨に適したのか改めて検証し、透明性、公平・公正性の確保に努められたい。	
6	こども育成課	○適正な事務執行について 監査の書類審査において、義務教育就学児医療費助成にかかる現金給付2件の算定に誤りが発見された。 担当課には、訂正と速やかな返還手を求めたところである。 担当者は正しい知識を持っていたにも関わらず、書類審査の際に一部見落とした結果、誤った算定をしてしまったとの説明があったが、事務執行の流れや確認方法を再検証し、再発防止に向けた対策を講じられたい。	監査において指摘を受けた2件の誤りについては、速やかに修正を行い、令和6年2月までに返還を受けたことを報告します。 また、事務執行につきましては、改めて東京都にも確認を求めつつ、会計年度任用職員も含めた係全体で内容の確認および紙資料を含む情報の共有化を図りました。
7	こども家庭部 共通	○組織再編に伴う児童福祉施策の充実について こども家庭部では、令和5年度の組織改正により、子ども家庭部所管の「子ども家庭支援センター」と健康福祉部所管の「子育て世代包括支援センター」を統合した。 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を切れ目なく行い、常に相談者の情報を共有し、手厚い支援を行うことで、市民サービスの向上につなげていくとのことである。 令和5年4月にこども家庭庁が発足したことにより、児童福祉および母子保健に関する支援体制の強化が見込まれ、市区町村においてもこれまで以上にこど	新たに組織したこども家庭センターでは、妊産婦に対し、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」を目的とし、伴走型相談支援として、母子健康手帳交付時、妊娠中、出産後の3回にわたり、保健師等による面談を設定いたしました。また、面談後は、経済的支援として、ギフトカードや育児パッケージを贈呈しております。 さらに、新規事業として「バースデーサポート事業」を開始し、お子さんの1歳の誕生日に合わせて、育児用品等を購入できるギフトカードを配付いたしました。 児童虐待については児童相談所等と連携し、また、養育困難等については保育所や小中学校などの関係機関等と連携し、早期に発見し、迅速に対応するよう、職員が一丸となって取り組みました。

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		も、子育て支援の充実が求められる。 また、第7次青梅市総合長期計画においても、10年後に目指す姿は「全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会が実現している。」こととしている。 組織再編の効果をいかに発揮し、児童福祉施策の充実に努めるよう要望する。	引き続き、こども家庭ワーカー等が担う児童福祉機能、ならびに、保健師等が担う母子保健機能のさらなる強化を図るとともに、情報共有等を円滑に行い、切れ目のない、漏れのない対応に努めてまいります。 また、こども家庭部としては、こども基本法に基づく「市町村こども計画」の策定に向けた「こども・子育て推進に関する実態調査」を実施するとともに「こどもまんなか応援基金」を設置したところであります。 今後も、「青梅市こども基本条例」の制定と「青梅市こども計画」の策定を行うなど、総合長期計画に掲げる「こどもがまんなかのまちづくり」に向けた取組の推進を図ってまいります。
8	都市計画課	○都市計画マスタープランについて 都市計画マスタープラン（以下「プラン」という。）は、都市計画法の定めにより、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、今後の都市計画やまちづくりの総合的な指針とするものである。 プランは、令和5年度から7年度にかけて改定していくとのことであるが、改定に当たっては現行プランの内容を十分検証し、社会、経済情勢や市民意識の変化など、青梅市を取り巻く環境を客観的に捉え、継続的に整備するもの、新たに取り組むべきものなどを整理し、新たなまちの将来像を分かりやすく示していく必要がある。 令和5年度にスタートした第7次青梅市総合長期計画では、10年後のまちの将来像として「美しい山と溪谷に抱かれ東京に暮らす 青梅」をイメージとしたところであるが、計画の基本理念と整合を図り、市民のための実効性あるプランとなるよう要望する。	令和5年度は、市民アンケートを実施するとともに、庁内組織の都市計画マスタープラン検討委員会等にて現行計画の検証や見直し方針等について協議を重ねてきました。 令和6年度は、地域別座談会、パブリックコメント等を実施し、市民や専門家の意見を反映しながら、青梅市都市計画審議会の議を経て令和7年9月頃の改定を目指しております。 引き続き、青梅市総合長期計画のほか関連する諸計画等と整合を図りながら、地域の特性や実情を踏まえ、10年後の本市の将来都市像を市民等にわかりやすく描き、その実現に向けたプランの改定作業を進めてまいります。
9	都市計画課	青梅市統合型G I Sについて 統合型G I Sは、庁内の地図情報を一元的に管理し、職員による閲覧、編集、分析が可能となる「庁内型G I S」と市民等に都市計画、道路、防災等の地図情報をインターネット上で公開する「公開型G I S」が一体とな	令和5年4月から本格稼働している「統合型G I S」については、行政データを活用および共有し、効果的な施策展開に繋げるための方策として、「青梅市地理情報システム管理運用基準」を定め、関係課が連携して運用しております。

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		ったシステムである。 各部署が保有する各種地図情報を共有し、横断的に活用することで、業務の効率化、二重コストの削減等を図ることを目的とし、多くの部署が協力して構築、導入したことは大いに評価するところである。 令和4年度は、6部署が連携しているが、今後、固定資産の情報や公共施設、観光施設等の情報を多面的に共有し、情報発信することで、市民サービスの向上のほか、青梅市の魅力発信にもつながるものと考ええる。 統合型G I Sの一層の充実を図り、全庁的な活用を期待する。	令和6年度も全庁的な利用促進に向けて、研修会等による周知を行い、引き続き、関係課と連携・強化を図ってまいります。 また、「公開型G I S」の利活用により、市民サービスの向上および本市の魅力発信を行い、さらなるデジタル化の推進を図っていくことで、統合型G I S（D X戦略）の一層の充実を目指してまいります。
10	住宅課	○市営住宅にかかる滞納者の対応について 市営住宅使用料の滞納者に対しては、督促や手紙、電話等による催告が行われ、なお支払いに応じない者には、債権回収事務について弁護士に委託し、回収効果を上げている。 一方、市営住宅使用料相当徴収金（以下「徴収金」という。）の滞納者については、担当者が交渉しているが、長期にわたる滞納分が存在しているところである。 また、徴収金の対象は、市営住宅の入居条件を失効した者であり、入居を待っている方のためにも、速やかに退去してもらう必要がある。 徴収金についても、滞納分の徴収および退去にかかる法的措置について弁護士に相談するなど、早期に解決できるよう努められたい。	徴収金の対象者に対しては、対象者宅への臨戸訪問や来庁時の退去交渉に努めております。 なお、移転先の住居についても相談に乗るなど、サポートしております。 また、徴収金の滞納分の徴収については、郵送等による催告を継続して実施しており、今後も早期解決に向け、法的措置も念頭に置き、引き続き交渉し対応してまいります。
11	住宅課	○高齢者住宅の取扱いについて 高齢者住宅「青梅シルバーピア新町」は、令和2年3月に改訂された青梅市住宅マスタープランにおいて、借上期間満了となる令和6年3月に用途廃止することが決定している。 用途廃止まで残り9か月となったが、入居者に何も説明しておらず、また、賃貸人との交渉も成立していな	高齢者住宅「青梅シルバーピア新町」については、賃貸人および入居者と交渉し、令和6年3月31日に高齢者住宅賃貸借契約が満了したことをもって、賃借人に返還しました。 また、入居者については、10名中8名が賃貸借契約満了後も引き続き当該住宅に入居することを希望されたため、賃貸人とも交渉の上、令和6年4月1日以降も引き続き入居されております。

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		いとのことである。 今後の対応を早急に決定し事務を進めるとともに、入居者へ丁寧な説明を行うよう要望する。 また、高齢者住宅賃貸借契約書の第12条に、「この契約の満了、終了または解除のときは、乙（青梅市）は、現状有姿のまま甲（賃貸人）に返還するものとし、住宅に継続して入居者が入居している場合は、甲に対して乙が物件の入居者に与えた高齢者住宅使用許可処分にもとづく使用者たる地位を承継させるものとする。」と記載されている。 継続して入居する者を退去させることなく、用途廃止できるものと理解するが、今後の賃貸人との交渉および居住者への対応についても最善の方法を検討されたい。	なお、2名については本人希望等により、令和5年度中に退去しております。
12	住宅課	○住宅耐震化の促進について 青梅市耐震改修促進計画（以下「計画」という。）に掲げる目標値として、令和7年度末までに、一般住宅にかかる耐震性の不十分なものをおおむね解消する。そのために約6,000棟の耐震化が必要になるとしている。 一方、木造住宅耐震改修補助を活用して耐震化した住宅は12件、その他個人で改修や取り壊した住宅を含めても、目標には大きく及んでいない状況である。 これからの3年間、計画に定める各施策や青梅市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを推進するほか、新たな促進策を検討するなど、全力で耐震化を進め、令和7年度までに目標を達成できるよう努められたい。	住宅耐震化の促進につきましては、青梅市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムにもとづき、所有者へ個別にダイレクトメールを送付するほか、ホームページ、自治会回覧による周知を実施しております。 令和6年度は、所有者へのダイレクトメールの送付方法の工夫、自治会回覧、ホームページ、SNSの他、イベントを活用して周知の強化を図ってまいります。 さらに、旧耐震木造住宅が多い地域を優先して、個別訪問するなど、引き続き耐震化の促進に努めてまいります。
13	シティプロモーション課	○青梅市移住・定住促進プランの推進について 令和3年度に青梅市移住・定住促進プラン（以下「プラン」という。）を策定し、「おうめをみつける・おもいだす戦略」（以下「戦略」という。）によって、広報活動や売り込み活動を一元かつ戦略的に行い、シティプロ	令和5年度においては、移住・定住促進プラン実行の2年目として引き続き鋭意取り組みました。 令和4年度から開始した事業としては、移住・定住ポータルサイトの閲覧数が46,000回超、Instagramのフォロワー数にあつては令和4年度末か

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		モーションの強化、ブランドイメージの向上を目指すとしている。 この戦略については、ノウハウのある事業者により、3,196万円余で業務委託し、効率的かつ効果的に青梅市の暮らしやすさや魅力を伝え、移住先としての認知獲得を図ったところである。 この業務で、「移住・定住ポータルサイトの構築」、「動画コンテンツの制作」のほか、「デジタルアートコンテンツ」など多岐にわたる事業を行い、青梅市のブランドイメージの向上に努めたことは、大いに評価できる。 令和5年度もこの戦略を継続的に展開し、一層の事業推進に努めていくとのことであるが、経費が大きいことから、その成果が求められるところである。 プランに掲げた移住・定住促進施策を確実に展開するとともに、各施策の目標値を高い水準で達成できるよう要望する。	ら2倍を超える592人になるなど、認知獲得に一定の効果を得ました。 また、令和5年度の新規施策としては、移住支援金や三世代同居・近居応援金などの支援制度を開始し、経済的な負担を軽減し、より一層移住促進に努めました。 これらの取組成果として、支援制度の利用総件数は80件、移住者は延べ142人となりました。プランに掲げるKPI移住組数40組以上を大きく上回りました。 令和6年度においても、この水準を維持し、さらなる上乗せができるよう取り組んでまいります。

第2回定期監査 青梅市立学校（第二小学校、霞台小学校、友田小学校、第二中学校、泉中学校） 令和5年11月29日 青監第40号

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
1	教育総務課	○郵券の管理について 郵券の管理については、受払簿を備え、在庫数を随時確認するなど、おおむね適切に行われていた。 しかし、一部の学校では、在庫があるにもかかわらず、配当された予算を全て執行し、結果として多くの在庫が次年度に繰り越されていた。 予算の執行に当たっては、特別な理由がある場合を除き、必要となる数量以上の郵券を購入することは適切ではない。 在庫を考慮した郵券の購入計画を策定し、適正に執行するよう要望する。	指摘事項については、学校徴収金の管理にかかる小・中学校の巡回時および校長会において全校に周知したところです。 今後、郵券の購入については、購入計画はもとより、毎年度末の在庫状況を確認するとともに、過剰な在庫がある場合は、学校への配当予算を削減するなどの対応を検討してまいります。

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		また、校長および副校長においては、定期的に受払簿を確認しておくなど、適正な管理にも努められたい。	
2	指 導 室	○不登校対策について 不登校児童生徒の人数は増加傾向にあり、多くの学校において出現率が上がり、教育現場における深刻な問題となっている。 各学校では定期的に会議を開催し、情報共有するとともに、児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るなど、不登校の予兆を注意深く見守り、早期発見、早期対応に努めている。 また、教育委員会においても、教育法務相談員を配置し、相談体制を充実させるとともに、教育支援センター（ふれあい学級）での指導、スクールソーシャルワーカーによる訪問支援を実施するなど、不登校児童生徒への支援を行っている。 引き続き、多岐にわたる不登校対策に取り組むとともに、フリースクールなど様々な関係機関と積極的に連携し、サポート体制の強化、学習環境の質の向上に努め、誰一人取り残されることなく、社会的に自立することができる環境づくりを推進されたい。	不登校児童生徒の人数が増加傾向にあることも踏まえ、引き続き青梅市教育委員会としては、各校の生活指導主任が集まる生活指導主任会で、各校の不登校対策について情報共有し、未然防止、早期対応を行っております。 令和6年度4月に市教育委員会で策定した、不登校の児童生徒への対応「青梅ルール」にもとづき、教育相談所、登校支援室、教育支援センター等関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりに対応したきめ細かな支援に取り組んでおります。 また、フリースクール等関係機関との連携についても、検討を進めてまいります。
3	指 導 室	○個人情報の管理について 各学校で保有する個人情報については、施錠されたキャビネット等で保管するとともに、外部へ持ち出す場合は、申請と承認を求めるなど、適切に管理されていた。 また、定期的に研修を実施し、情報管理に関する理解、習得に努めている。 しかしながら、令和5年5月、教育委員会から、市内小学校において個人情報が記載された書類の誤廃棄があったと報告されている。 各校長においては、全教職員、関係者等への指導を徹底し、個人情報の適正な管理に努められたい。	個人情報の管理については、引き続き、管理職および新任者への年1回のセキュリティ研修や校内研修、自己点検、セキュリティ監査等の実施により、継続的に人的セキュリティ対策に取り組み、教員のセキュリティ意識の向上に努めているところです。 また今年度、市情報システム課より発出された個人情報の管理に関する事務連絡についても、各学校長に共有するとともに、校長会等にて再度、周知徹底を図りました。

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
4	指 導 室	○実験・実習用薬品類の保管および管理について 薬品類については、医薬用外毒物劇物危害防止規定（以下「規定」という。）にもとづき、施錠された保管庫内で管理され、管理責任者を指定し、定期的に管理簿と在庫との確認が行われていた。また、薬品類の取扱いについても、児童生徒へ適切に指導されていた。 しかし、一部の学校において、保管庫内の薬品容器の転倒防止措置が施されていない学校や、管理簿に薬品の使用記録がない学校があった。 保健衛生上の危害を未然に防止するため、規定に則した適正な管理を徹底されたい。 なお、現在、教育委員会において、全校共通の「小・中学校における医薬用外毒物劇物事故防止マニュアル」を作成中とのことである。 各学校においては、現行の管理手順を評価し、より良い方向に改善されるよう取り組まれない。	昨年度、「小・中学校における医薬用外毒物劇物事故防止マニュアル」(案)を策定し、各学校に周知しておりました。(案)の段階であったこともあり、管理簿への薬品の使用記録について徹底できておりませんでした。 本年度は、(案)を外し、正式に「小・中学校における医薬用外毒物劇物事故防止マニュアル」として策定し、5月の校長会および副校長会において各学校へ周知したところです。 今後は、このマニュアルにもとづき、医薬用外毒物劇物の管理責任体制を明確にし、保健衛生上の事故の未然防止を図ってまいります。 また、保管庫内の薬品容器の転倒防止措置については、以前より薬品整理箱の整備を進めているところです。薬品の安全管理については、改めて徹底するよう校長会等で周知してまいります。
5	教育総務課	○学校徴収金について 学校徴収金の管理については、教育委員会において定期的に点検を実施し、継続的な改善に努めていることは高く評価するところである。 引き続き、適正かつ効率的な運営と会計事故の未然防止を図るため、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程（以下「規程」という。）にもとづき適正に執行されたい。 なお、今回監査を実施した中で、特に留意すべき点について、以下のとおり要望する。 ア 一部の学校において、修学旅行、移動教室等にかかる契約を行う際に、規程で定める業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置せず、業者を選定していた。 規程で定める契約に当たっては、委員会を設置し、適正に手続されたい。 イ 学校徴収金で執行するアルバム作成に関して、一	学校徴収金の管理にかかる事務処理等の状況について、毎年13校ずつ学校を訪問し、帳簿、通帳、書類等の点検時に指導・注意喚起を行うとともに、校長会において全校に監査の指摘事項について周知したところです。 監査指摘事項のアおよびイについては、業者選定の際の選定委員会を設置するよう、先進事例を周知するなど、継続して指導してまいります。 監査指摘事項のウについては、口座振替の実施に際し、協力を得られていない学校からヒアリングを行い、現状を確認した上で、学校と連携して検討をしていきたいと考えております。 監査指摘事項のエについては、学校から相談があった場合は、教育法務相談員の見解を伺いながら適正な徴収方法について、個別的に助言してまいります。

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		部の学校では、「入学から卒業時までの一貫した画像管理が必要」などの理由から、業者の比較、選定を行わず、長期間同じ業者へ発注していた。 アルバム作成費用は、作成冊数により高額になるケースもあり、保護者負担も考慮する必要がある。委員会で、複数の者からの見積内容および成果物の品質をよく検討した上で、公正に業者を選定されたい。 ウ 学校徴収金の集金方法については、多くの学校で口座振替が行われているが、一部の学校では金融機関の協力が得られず、現金で集金している。 効率的な徴収事務と現金取扱いリスクの軽減を図るため、早急に口座振替にすることが望ましい。 教育委員会においても、学校と連携、協力して、金融機関と粘り強く協議されたい。 エ 学校徴収金の滞納者に対しては、手紙や電話で督促を行い、支払に応じない場合は面談を行うなど、様々な方法で徴収に努めている。 全ての学校に共通した課題であるが、徴収が極めて困難で時間を要する場合は、教育委員会と協議の上、学校給食費の徴収方法を参考にするなど、効率的に徴収事務が進むよう検討されたい。	